

[連結情報] 中間連結財務諸表等

主要な連結経営指標の推移

連結会計期間 決算年月	単位	令和3年度中間	令和4年度中間	令和5年度中間	令和3年度	令和4年度
		令和3年9月	令和4年9月	令和5年9月	令和4年3月	令和5年3月
連結経常収益	百万円	20,132	16,794	17,301	36,907	33,513
連結経常利益	百万円	3,539	2,554	2,001	3,712	3,987
親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	2,173	2,980	1,531	1,745	4,094
連結中間包括利益 又は連結包括利益	百万円	395	△5,388	△5,498	△8,614	△6,445
連結純資産額	百万円	134,199	118,723	111,093	125,209	117,688
連結総資産額	百万円	2,605,822	2,598,923	2,414,563	2,566,787	2,390,395
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.74	10.49	10.25	10.54	10.43

(注) 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

事業の概況

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少などにより資金運用収益が減少したものの、役務取引等収益や国債等債券売却益の増加などから、前年同期比5億7百万円増加の173億1百万円となりました。

経常費用は、信用コストなどが増加したことから、前年同期比10億61百万円増加の153億円となりました。

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	前中間連結会計期間末 (令和4年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (令和5年9月30日現在)
		金額	金額
(資産の部)			
現金預け金※4		402,447	221,514
コールローン及び買入手形		1,143	628
商品有価証券		0	-
金銭の信託		4,001	3,993
有価証券※1.※2.※4.※8		591,073	557,547
貸出金※2.※3.※5		1,537,915	1,564,660
外国為替※2.※3		954	766
その他資産※2.※4		34,742	37,327
有形固定資産※6.※7		21,741	22,067
無形固定資産		3,049	3,314
退職給付に係る資産		1,917	2,198
繰延税金資産		4,905	4,499
支払承諾見返※2		3,782	3,558
貸倒引当金		△8,751	△7,514
資産の部合計		2,598,923	2,414,563
(負債の部)			
預金※4		2,190,191	2,184,621
借入金※4		277,590	106,090
外国為替		46	71
その他負債※4		5,507	5,990
賞与引当金		443	447
退職給付に係る負債		46	51
役員退職慰労引当金		-	0
睡眠預金払戻損失引当金		176	134
偶発損失引当金		409	497
繰延税金負債		9	9
再評価に係る繰延税金負債※6		1,997	1,997
支払承諾		3,782	3,558
負債の部合計		2,480,200	2,303,469
(純資産の部)			
資本金		38,653	38,653
資本剰余金		17,500	17,500
利益剰余金		69,002	70,513
自己株式		△202	△138
株主資本合計		124,953	126,528
その他有価証券評価差額金		△10,569	△19,181
土地再評価差額金※6		2,147	2,147
退職給付に係る調整累計額		1,433	844
その他の包括利益累計額合計		△6,988	△16,190
新株予約権		227	225
非支配株主持分		531	530
純資産の部合計		118,723	111,093
負債及び純資産の部合計		2,598,923	2,414,563

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

① 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	前中間連結会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
		金額	金額
経常収益			
資金運用収益		16,794	17,301
(うち貸出金利息)		(9,280)	(9,194)
(うち有価証券利息配当金)		(1,907)	(1,597)
役務取引等収益		3,027	3,160
その他業務収益		39	459
その他経常収益※1		2,437	2,832
経常費用			
資金調達費用		82	72
(うち預金利息)		(65)	(55)
役務取引等費用		1,743	1,845
その他業務費用		12	17
営業経費※2		9,869	10,006
その他経常費用※3		2,532	3,357
経常利益		2,554	2,001
特別利益			
固定資産処分益		1,038	-
特別損失		13	22
固定資産処分損		5	10
減損損失※4		7	12
税金等調整前中間純利益		3,580	1,978
法人税、住民税及び事業税		512	323
法人税等調整額		79	123
法人税等合計		591	447
中間純利益		2,988	1,531
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失(△)		8	△0
親会社株主に帰属する中間純利益		2,980	1,531

② 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	前中間連結会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
		金額	金額
中間純利益		2,988	1,531
その他の包括利益			
その他有価証券評価差額金		△8,376	△7,029
退職給付に係る調整額		△151	△91
中間包括利益		△5,388	△5,498
(内訳)			
親会社株主に係る中間包括利益		△5,398	△5,497
非支配株主に係る中間包括利益		10	△0

中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本		株主資本		自己株式	株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	利益剰余金			
当期首残高	38,653	17,500	66,990		△217	122,927	
当中間期変動額							
剰余金の配当			△1,118			△1,118	
親会社株主に帰属する中間純利益			2,980			2,980	
自己株式の処分		△2			16	14	
自己株式の取得					△0	△0	
土地再評価差額金の取崩			151			151	
利益剰余金から資本剰余金への振替		1	△1			-	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	△0	2,011		15	2,026	
当中間期末残高	38,653	17,500	69,002		△202	124,953	
	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△2,341	2,298	1,584	1,541	219	520	125,209
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,118
親会社株主に帰属する中間純利益							2,980
自己株式の処分							14
自己株式の取得							△0
土地再評価差額金の取崩							151
利益剰余金から資本剰余金への振替							-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△8,227	△151	△151	△8,530	7	10	△8,512
当中間期変動額合計	△8,227	△151	△151	△8,530	7	10	△6,485
当中間期末残高	△10,569	2,147	1,433	△6,988	227	531	118,723

当中間連結会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本		株主資本		自己株式	株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	利益剰余金			
当期首残高	38,653	17,500	70,116		△202	126,068	
当中間期変動額							
剰余金の配当			△1,119			△1,119	
親会社株主に帰属する中間純利益			1,531			1,531	
自己株式の処分		△15			64	48	
自己株式の取得					△0	△0	
利益剰余金から資本剰余金への振替		15	△15			-	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	396		63	460	
当中間期末残高	38,653	17,500	70,513		△138	126,528	
	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△12,243	2,147	935	△9,160	250	531	117,688
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,119
親会社株主に帰属する中間純利益							1,531
自己株式の処分							48
自己株式の取得							△0
利益剰余金から資本剰余金への振替							-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△6,938	-	△91	△7,029	△24	△0	△7,055
当中間期変動額合計	△6,938	-	△91	△7,029	△24	△0	△6,595
当中間期末残高	△19,181	2,147	844	△16,190	225	530	111,093

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	前中間連結会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益		3,580	1,978
減価償却費		755	789
減損損失		7	12
貸倒引当金の増減(△)		282	518
賞与引当金の増減額(△は減少)		△4	0
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)		△590	△521
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		2	2
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△1	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)		△39	9
偶発損失引当金の増減額(△は減少)		36	64
資金運用収益		△11,289	△10,849
資金調達費用		82	72
有価証券関係損益(△)		△28	△426
金銭の信託の運用損益(△は運用益)		△1	5
為替差損益(△は益)		△1,014	△516
固定資産処分損益(△は益)		△1,033	10
商品有価証券の純増(△)減		0	0
貸出金の純増(△)減		△12,314	△2,362
預金の純増減(△)		54,215	40,209
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)		△15,400	△9,800
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減		△26	228
コールローン等の純増(△)減		△1,143	480
外国為替(資産)の純増(△)減		△121	△103
外国為替(負債)の純増減(△)		△38	△89
資金運用による収入		11,403	10,874
資金調達による支出		△103	△75
その他		△3,152	122
小計		24,061	30,636
法人税等の支払額		△635	△84
営業活動によるキャッシュ・フロー		23,425	30,551
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△48,621	△76,078
有価証券の売却による収入		3,008	47,971
有価証券の償還による収入		42,443	33,149
有形固定資産の取得による支出		△517	△557
無形固定資産の取得による支出		△178	△511
有形固定資産の売却による収入		1,414	—
資産除去債務の履行による支出		—	△8
金銭の信託の減少による収入		5,986	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,534	3,965
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額		△1,118	△1,119
非支配株主への配当金の支払額		—	△0
自己株式の取得による支出		△0	△0
ストックオプションの行使による収入		0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,119	△1,120
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		25,841	33,396
現金及び現金同等物の期首残高		375,672	187,554
現金及び現金同等物の中間期末残高※1		401,514	220,950

■注記事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社
会社名
東和銀リース株式会社 東和カード株式会社
- (2) 非連結子会社
会社名
東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合
東和地域活性化投資事業有限責任組合
東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
会社名
東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合
東和地域活性化投資事業有限責任組合
東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 2社

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産(リース資産を除く)
当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年~50年
その他 3年~20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- ②無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以

上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取引不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,449百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。当中間連結会計期間の貸倒引当金は、新型コロナウイルス感染症の感染症法での位置づけが「5類感染症」に移行し、経済活動は回復傾向に転じてきており、貸出金等の信用コストが大きく増加することはないとの仮定により計上しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきた一部の業種については、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績の回復に時間を要する可能性があることから、当該業種の一部の貸出先において、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用するなど必要な修正を行い、貸倒引当金を追加計上しております。

当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染拡大等に伴う取引先への影響が変化した場合には、今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、前連結会計年度のディスクロージャー誌の「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」の「4.(5)貸倒引当金の計上基準」に記載した内容から重要な変更はありません。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から損益処理

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

①顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益は主として役務取引等収益が対象となり、預金・貸出業務に関する手数料、為替業務に関する手数料、証券関連業務に関する手数料、代理業務に関する手数料等が含まれ、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。またカード年会費収入等、履行義務が一定の期間にわたって充足されるものについては、経過期間に基づき収益を認識しております。
なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

②ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結子会社の外貨建資産及び負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2022年10月28日)に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。
連結子会社では、ヘッジ会計は該当ありません。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
 株式 149百万円
 出資金 149百万円
- ※2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質借契約によるものに限る。）であります。
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 5,205百万円
 危険債権額 32,872百万円
 要管理債権額 2,274百万円
 三月以上延滞債権額 1百万円
 貸出条件緩和債権額 2,274百万円
 小計額 40,352百万円
 正常債権額 1,536,167百万円
 合計額 1,576,519百万円
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
 5,224百万円

- ※4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 現金預け金 15百万円
 有価証券 108,280百万円
 その他資産 44百万円
 計 108,340百万円
- 担保資産に対応する債務
 預金 12,661百万円
 借入金 100,500百万円
 その他負債 226百万円

上記のほか、為替決済及び短期金融取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 189,893百万円
 その他資産 22,700百万円
 また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
 保証金 540百万円

- ※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
 融資未実行残高 186,862百万円
 うち契約残存期間が1年以内のもの 155,095百万円
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、実行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,486百万円

- ※7. 有形固定資産の減価償却累計額
 減価償却累計額 23,854百万円
- ※8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 6,766百万円

(中間連結損益計算書関係)

- ※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
 償却債権取立益 310百万円
- ※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。
 給料・手当 5,394百万円
 退職給付費用 4百万円
- ※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
 貸倒引当金繰入額 628百万円
 貸出金償却 602百万円

- ※4. 以下の資産について減損損失を計上しております。
 (グループ別の方法)
 営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、賃貸用資産、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグループ別としております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
 (減損損失を認識した資産又は資産グループ)
 群馬県外
 主な用途 営業店舗1店舗
 種類 建物
 減損損失額 12百万円
 (減損損失の認識に至った経緯)
 使用方法の変更により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額12百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。
 (回収可能価額)
 回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	37,180	—	—	37,180
第二種優先株式	7,500	—	—	7,500
合計	44,680	—	—	44,680
自己株式				
普通株式	254	0	80	174(注)
第二種優先株式	—	—	—	—
合計	254	0	80	174

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	225
合計			—	—	—	225

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年6月29日 定時株主総会	普通株式	923	25	令和5年3月31日	令和5年6月30日
	第二種優先株式	196	26.20	令和5年3月31日	令和5年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	221,514百万円
定期預け金	△60百万円
その他	△503百万円
現金及び現金同等物	220,950百万円

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	62百万円
1年超	205百万円
合計	267百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金並びにコールローン及び買入手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券	546,852	546,920	68
満期保有目的の債券	8,181	8,249	68
その他有価証券	538,670	538,670	-
(2) 貸出金	1,564,660		
貸倒引当金(*)	△7,410		
	1,557,249	1,526,406	△30,843
資産計	2,104,102	2,073,326	△30,775
(1) 預金	2,184,621	2,184,642	20
(2) 借入金	106,090	106,068	△21
負債計	2,290,711	2,290,710	△0

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区 分	令和5年9月30日
非上場株式(*1)	972
組合出資金(*2)	9,722

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	63,460	99,017	-	162,477
社債	-	211,455	18,801	230,256
株式	8,852	2,862	-	11,714
その他	-	134,221	-	134,221
資産計	72,312	447,556	18,801	538,670

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	-	8,249	-	8,249
貸出金	-	-	1,526,406	1,526,406
資産計	-	8,249	1,526,406	1,534,655
預金	-	2,184,642	-	2,184,642
借入金	-	106,068	-	106,068
負債計	-	2,290,710	-	2,290,710

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、その他の証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私算債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券				
社債(私算債)	現在価値技法	信用スプレッド	0.2% - 1.9%	1.1%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
有価証券								
その他有価証券								
社債(私算債)	19,776	-	△5	△970	-	-	18,801	-

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは資金運用部門のバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドは、スワップ金利等の基準金利に対する調整率であり、発行体の信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対して要求されるリスク・プレミアムであります。一般に、信用スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

営業経費 23百万円

2. スtock・オプションの内容

	令和5年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の社外取締役を除く取締役4名、 当行執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	当行普通株式 91,310株
付与日	令和5年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 令和5年8月11日 至 令和30年8月10日
権利行使価格(注)2	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	532.8円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	285百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	1百万円
有形固定資産の売却に伴う減少額	－百万円
資産除去債務の履行による減少額	△3百万円
期末残高	283百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	(単位：百万円)
役務取引等収益	3,039
その他経常収益	29
顧客との契約から生じる経常収益	3,068
上記以外の経常収益	14,233
外部顧客に対する経常収益	17,301

(注) 当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額	2,576円31銭
-----------	-----------

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	111,093百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	15,755百万円
優先株式の払込金額	15,000百万円
定時株主総会決議による優先配当額	－百万円
新株予約権	225百万円
非支配株主持分	530百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	95,337百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数	37,005千株

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	41.43円
親会社株主に帰属する中間純利益	1,531百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	1,531百万円
普通株式の期中平均株式数	36,965千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	23.79円
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	－百万円
普通株式増加数	27,417千株
優先株式	27,031千株
新株予約権	386千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

■当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自令和4年4月1日 至令和4年9月30日）及び当中間連結会計期間（自令和5年4月1日 至令和5年9月30日）の中間連結財務諸表について、PwC あるいは有限責任監査法人の中間監査を受けております。

■本中間期ディスクロージャー誌の中間連結財務諸表は、上記の中間連結財務諸表に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

セグメント情報

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

連結リスク管理債権

連結リスク管理債権額

(単位：百万円)

	令和4年9月末	令和5年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,200	5,205
危険債権額	31,795	32,872
三月以上延滞債権額	－	－
貸出条件緩和債権額	2,944	2,274
小計額	39,939	40,352
正常債権額	1,507,625	1,536,167
合計額	1,547,565	1,576,519

(参考) 連結リスク管理債権は、銀行法施行規則第19条の3に基づき区分しております。

用語の解説

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。